

議会運営委員会管外行政調査結果報告

1. 日 時 平成28年10月12日(水)～10月13日(木)(2日間)
2. 行 先 ① 1日目 神奈川県 鎌倉市
② 2日目 千葉県 流山市
3. 目 的 ① 鎌倉市 議会改革の取り組みについて
② 流山市 議会改革の取り組みについて
4. 参加者 委員長 古賀秀敏 副委員長 畑中政昭
委員 松本善弘 委員 山敷 恵
委員 出川康二 委員 久保田和典
委員 清水明治
議長 森 博英 副議長 宮口典子

事務局 上田重之 (総務課長)
石田智一 (総務課長代理兼議事係長)

上記調査事項について、別添のとおり報告いたします。

平成28年10月24日

高石市議会
議長 森 博英 様

議会運営委員会
委員長 古賀秀敏

平成28年度 議会運営委員会管外行政調査（調査内容の概要）

【開催日時】 平成28年10月12日（水） 午後2時00分～午後4時00分

【開催場所】 神奈川県鎌倉市役所2階 応接室

【流れ】 鎌倉市議会 久坂くにえ副議長よりあいさつ（開始まえ）

1. 鎌倉市議会 三留事務局長よりあいさつ
2. 高石市議会 議会運営委員会 古賀委員長より挨拶
3. 鎌倉市議会 説明員紹介
窪寺さん・菊地さん・西野さん（司会）
4. 鎌倉市議会事務局 議事調査担当 菊地さんからタブレット端末の導入の経過について調査事項の説明
鎌倉市議会事務局 議事調査担当 窪寺さんから議会基本条例の制定の経過と制定後の現況について及び議会報告会について調査事項の説明
5. 質疑応答
6. 高石市議会 議会運営委員会 畑中副委員長よりお礼のあいさつ
7. 鎌倉市議会 議場視察

調査事項報告

神奈川県 鎌倉市

◇議会改革の取り組みについて

○ タブレット端末の導入の経過

- 平成 26 年 11 月
- ・議運で本会議場・委員会室へのパソコンの持ち込みを認めるとともに取扱要綱を定める
 - ・ICT化ペーパーレス化の提案
- 議運で専門部会を立ち上げ研究検証を行うことを確認し議長に報告
- 代表者会議で議運正副委員長から議長に専門部会を立ち上げる旨報告し、議長からメンバーを募集
- 3名の議員より専門部会への参加希望があり専門部会を立ち上げ
- 平成 26 年 12 月
- 専門部会から経過報告
- ・議運で使用体験を実施する確認（1度持帰り検討）
- 平成 27 年 1 月
- 議員向け勉強会を実施（3日間4回 2社で実施）
- 平成 27 年 2 月
- 議運で2月定例会の常任委員会で範囲を絞って使用体験を実施
- 全員協議会室へのICT機器（PC）の持ち込みを暫定的に許可
- 平成 27 年 4 月
- 専門部会から議長あてに答申
- 平成 27 年 5 月
- 議運で専門部会の答申を踏まえ、導入することを確認（全会一致）
- 平成 27 年 5 月
- 議運で仕様等について各会派から提案し協議
- ～9月
- 平成 27 年 9 月
- 議運で仕様等について確認
- 主な仕様
- 会議システム
- ・データはクラウド管理とする
- グループウェア
- ・各種連絡事項の通知が可能であること
- タブレット端末
- ・公費により調達し、貸与する
 - ・2年間の長期継続契約とする
 - ・プロポーザル方式により事業者を決定する
- 予算要求
- 8ヶ月で560万円
- 平成 28 年 7 月
- プロポーザルの公募開始

平成 28 年 10 月 契約
平成 28 年 10 月 タブレット納品
11 月 タブレットの取扱要綱を議運で協議
事業者による研修会
12 月 12 月定例会から正式導入

※プロポーザル方式で富士ソフトのアプリ契約
※34 台導入（議員 26 台、残りは事務局と予備）
※執行部は、課長職以上に 150 台導入

○ 議会基本条例の制定の経過と制定後の現況について

※17 期（平成 17 年から 21 年まで）自治基本問題特別委員会で検討
・平成 18 年 6 月 22 日から 20 年 5 月 26 日まで 29 回の会議で議会基本条例の制定について検討
※18 期（平成 21 年から 25 年まで）議会運営委員会、議会基本条例制定調査特別委員会（平成 24 年 9 月 28 日設置）で検討
・議会運営委員会：平成 21 年 10 月 2 日から 24 年 7 月 19 日まで 44 回開催し、議会基本条例の骨子を作成。
・特別委員会：平成 24 年 10 月 4 日から 25 年 2 月 5 日まで 9 回開催し、条例の骨子を元に条例素案（案）を策定
※19 期（平成 25 年から 29 年まで）議会基本条例制定調査特別委員会（平成 25 年 10 月 3 日設置）で検討、
・16 回にわたり委員会を開催し素案を基に、平成 26 年 12 月定例会上程を目指す。
※小委員会の設置：パブコメ小委員会、逐条小委員会
※オープンミーティングの開催
※議会報告会・意見聴取会の試行開催
※平成 26 年 12 月 11 日制定 平成 27 年 1 月 1 日施行

※鎌倉市議会基本条例の代表項目

- ・第 2 条 条例の位置づけ
- ・第 6 条 4 項 議会報告及び意見聴取を行う
- ・第 7 条 1 項 市長政策等の形成過程を明らかにするよう求めることができる
3 項 市長に文書による質問をしてその答弁を求めることができる
7 項 市長等及びその補助職員は議員の質問又は質疑に対し議論の質を高めるため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる
- ・第 9 条 委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする
2～3 回開催のみで使いづらいつの声もある
- ・第 18 条 議員定数
- ・第 19 条 議員報酬

※議会報告及び意見聴取（平成26年度試行開催、27年度から条例に基づき開催）

- ・年1回以上市内2か所以上で開催するものとし、議員全員参加の下で2班を編成し実施する

第1部は議会報告会で定例会の審査過程・結果についてを常任委員会委員長から報告、第2部は意見聴取会で議会報告会の内容についてをはじめにし、市政全般について市民から意見聴取する

班員のうちから進行、記録その他議会報告会の実施に必要な担当員を配置する

- ・課題は参加人員が減ってきている

※オープンミーティング（ワールドカフェ）

- ・条例制定にあたり市民と議会との関係を中心に市民意見を聴取する目的で市民及び議員をグループ分けし、会場ごとに設定したテーマについて、意見交換し、その後グループごとに協議結果を発表
- ・発言の機会がとれるよう個別のテーブルに議員が入っている
- ・議員主体での実施が大前提で事務局はあくまで補助的な役割に徹する

○ 質疑

（山敷委員）

- ・ タブレット導入が短期間なことについて

⇒ 平成25年からICTに意気込みのある議員がいたのと、他市が導入していることで短期間に導入できた

- ・ 仕様の協議について

⇒ 平成27年5月から9月の5ヶ月間に8回程度の議会運営委員会を開催し協議したここでプロポーザル方式に決定し、選考委員には議員は参加していない

応募は富士ソフト㈱と東京インタープレイ㈱があった

- ・ 意見聴取会の市民の意見は政策に反映されているか

⇒ 議員提案議案にはなっていない

一般質問で活用している

（出川委員）

- ・ ICT化（タブレット端末）は議会基本条例に入っていないが、予算どりに条例の根拠があれば有利ではないかなどICT化での予算の議論について

⇒現状しなかったが、今後参考にしたい

第15条で予算の確保に努めるものとする規定している

（久保田委員）

- ・ タブレット導入に伴い、Wi-Fiも導入したか

⇒ 導入していない、通信会社の通信で利用

- ・ タブレットの仕様について

⇒ iPadの19.2インチ（A4サイズ）、アップルペンシル（1万円程度）、カバー、ソフトはモアノート

- ・ 理事者側職員のICT化について

⇒ 今回は議会主導で理事者が乗ってきた

（松本委員）

- ・ タブレットの議員の使い勝手について

⇒ これからだ、協議の中では抵抗を感じている議員もいるが、他町では90歳超えの議員も使っている、鎌倉市でも覚えようとしている

（森議長）

- ・ 議会報告会では、参加者に氏名等を記入してもらうのか

⇒ 名前のみは任意で記入してもらっている

- ・ 参加している市民は

⇒ 常連化しているので、ジャンルを絞り、募集も検討している。（主体は広報委員会）

（畑中副委員長）

- ・ 平成24年自転車の安全利用を促進する条例の議員提出議案の制定について

⇒ 議会基本条例制定前に一部有志の議員が提出した

任意の政策法務研究会が始まり

基本条例第3条5号に規定

（宮口副議長）

- ・ 議会報告会と意見交換会をどのように活用しているかについて

⇒ 基本条例第6条の規定により個々の議員が一般質問に活用

☆まとめ

議会基本条例の制定には平成18年から10年の歳月をかけ作り上げている。

メンバーの変更等あり長期間になれば本市では難しそうである。

タブレットの導入には、理事者との調整も必要であるが、芯になる議員が必要と思われる。

平成28年度 議会運営委員会管外行政調査（調査内容の概要）

【開催日時】 平成28年10月13日（木） 午前10時00分～午前11時45分

【開催場所】 千葉県流山市役所4階 委員会室

- 【流れ】
1. 流山市議会 青野 直副議長よりあいさつ
 2. 高石市議会 議会運営委員会 古賀委員長よりあいさつ
 3. 流山市議会 説明議員紹介
楠山栄子議員・乾紳一郎議員
 4. 流山市議会傍聴議員紹介
坂巻儀一議員・大塚洋一議員
 5. 流山市議会事務局職員紹介
小谷さん・田村さん・わたなべさん（司会）
 6. 流山市議会 楠山議員より調査事項の説明
乾議員は補足説明
 7. 質疑応答
 8. 高石市議会 議会運営委員会 畑中副委員長よりお礼のあいさつ
 9. 流山市議会議場でタブレットを使った採決を実地体験視察

◇議会改革の取り組みについて

○ 議会改革について

※ 平成17年から議会改革が始まった

※ 議会改革の特徴

- ・本会議の採決をタブレットで行う（平成22年9月当初はスマホで採決）
- ・一般質問でプロジェクターを使用
- ・市のホームページではなく市議会独自ドメインのホームページを作成
- ・市民への議会の周知は、フェイスブックやツイッターを活用

※ 議会機能の強化

議会基本条例の制定 平成21年3月30日制定4月1日施行

・議員提出議案4件

- ① 流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年9月28日制定）
- ② 流山市空き家等の適正管理に関する条例（平成23年12月21日制定）
- ③ 流山市自転車の安全利用に関する条例（平成24年3月30日制定）
- ④ 流山市市民参加条例（平成24年6月29日制定）

※ 議会基本条例の成果

◇反問権の付与

◇議会報告会を年2回開催

◇参考人招致 など

※ 主なICT化の推進の経過について

- | | |
|----------|--|
| 平成18年9月 | インターネット議会中継の導入 |
| 平成22年4月 | ユーストリームによる委員会中継
ツイッター公式アカウント取得 |
| 平成22年8月 | 議会活性化推進特別委員会ICT研修会の開催 |
| 平成22年9月 | 携帯端末機による電子採決実施 |
| 平成23年3月 | 流山市議会ICT推進基本計画実施を決議 |
| 平成23年8月 | 議場傍聴席用モニター設置 |
| 平成23年11月 | 議会運営委員会ほかユーストリーム中継実施
一般質問時における議場へのパソコン等の持ち込みの許可 |
| 平成24年2月 | 流山市議会フェイスブックページ開設 |
| 平成24年7月 | 議員及び議会事務局職員に1人1台のタブレット端末配付 |
| 平成24年10月 | 市議会HPを市のHPから独立し独自ドメイン取得 |

平成24年7月 議場内傍聴席に磁気ループシステム設置
平成24年4月 議会ホームページリニューアル
平成28年2月 ユーチューブによる委員会中継を開始

- ・タブレットの導入費用は、試みとして行ったので、さほど高くはなかった
通信代は1台1,300円/月程度
- ・ホームページの作成は、早稲田大学マニフェスト研究所とNTTと連携したので、費用はほとんどかからなかった

※ 主な議会改革の取り組みについて

平成17年12月 議員定数の見直し
平成19年6月 完全対面式演壇の設置
平成20年3月 議会基本条例特別委員会設置
平成20年7月 議会基本条例集中講座の開催
平成21年3月 議会基本条例の上程
平成21年9月 議会活性化推進特別委員会の設置
平成21年10月 更なる情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議
平成21年11月 第1回議会報告会開催（参加31名）
平成22年2月 議会基本条例の一部改正（反問権の行使者の範囲拡大）
議会広報広聴特別委員会設置
平成25年4月 議会広報サポーター公募（ウェブサイト及び広報誌の編集に専門的
知見を持つ方を2名）
平成25年11月 議員定数等に関する特別委員会に参考人招致
議員定数等に関するアンケートを実施
平成28年7月 高校生議会を開催（高校生が質問し、議員が答える形で開催）

○ 質疑

（山敷委員）

- ・ 議会基本条例制定時に前文にこだわったらしいが、費やした時間は
⇒ 議会基本条例の議論は1年かけて23回の特別委員会を開催し策定、前文は最後に策定した
各会派から項目を提案し、提案項目をひとつひとつ議員が説明し質疑を重ね議論した。
議会の立ち位置（役割）が議論できた
前文は日本国憲法の前文を参考にした
- ・ 反問権のメリットについて
⇒ 当該議員のみでなく、議会全体に緊張が高まった
最近は少なくなったが議論は活性化する
- ・ 広報サポーターの予算について

- ⇒ 日当 7,200 円
- ・ 議会予算について
- ⇒ 常任委員会、会派から要望し、代表者会議で決定していたが、簡略化し代表者会議で決定している
- 要望が多いのですべてが認められるわけではない

(出川委員)

- ・ 議会基本条例第 4 条第 3 項（議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること）の活用状況について（議会全体でまとまったものか、各会派、議員有志でのものか）
- ⇒ 流山市空き家等の適正管理に関する条例と流山市自転車の安全利用に関する条例は全会一致で委員会提案となった
- 流山市市民参加条例は議会の権限で意見があり議会（特別委員会）で 3～4 ヶ月かかり修正した。（賛成多数）
- 平成 27 年から修正可決した案件は補正予算含め 6 本の議案修正を行っているので、チェック機能は高まったと考える
- また、委員会で附帯決議を付けることもある
- 議員の改選でメンバー（毎回半数近く改選がある）が変われば議会改革、政策立案を進めるのは難しくなる
- ・ 反問権を付与すれば議会の政策スタッフが必要になるのでは
- 議員側が論争に太刀打ちできるか
- ⇒ スタッフの質量とも対等ではない
- 考え方の基本を反問に返すことしかできないと考える
- 反問は質問時間には算定していない

(松本委員)

- ・ 議員提出議案が可決された時に理事者は次の議会で予算を提出しているか
- ⇒ 流山市空き家等の適正管理に関する条例と流山市自転車の安全利用に関する条例は原案作りに担当課が参加していたので委員会として提案。翌年予算に反映された
- ・ ホームページ独自ドメインの必要性について
- ⇒ 議会は執行部から独立しているので、市のドメインに入らないのが原則
- ・ スマホ採決システムの費用について
- ⇒ 約 150 万円でシステム作成（通信費は 1 人 1,300 円/月）
- 起立採決も残っている

(清水委員)

- ・ 議会改革のとりかかりについて
- ⇒ 平成 16 年の地方分権推進特別委員会の中で、市の自治基本条例を制定時に議会の中で議会主導の自治基本条例を考えた
- また、平成 19 年の選挙後に「議会はなにをしている 議会の存在意義がわからない」の批判の声が市民からあり、市民から見放されると考え、議会基本条例策定がスタート

した

北海道栗山町、三重県伊賀市を参考にした。

- ・ 政策スタッフや政務活動費の状況について
- ⇒ 事務局の増員はたえず依頼している
- 月 40,000 円の政務活動費なので、政策スタッフを雇用はできない
- ・ 投票率が低いと考えるが議会の考えは
- ⇒ 議会では特段議論はしていないが、議会をオープンにすることで、市民に関心を持たせ投票率に反映させたい。議員の議論の質の向上

☆まとめ

議会改革をより良いものとするために議員が熱心に取り組んでいることは、議員自らが調査事項の説明をし、質疑にも答えていたことで伺えた。

また、新人議員は視察を傍聴し、自分が説明員となった時の勉強もしている。

本市でも検討すべきである。

議会基本条例は1年で制定に至っているので、短期間で成果を出せるように本市において参考にするべきと考える。

議会改革においては、本市の実状に合わせ、流山市の取り組みの何を優先的に取り入れるか協議が必要である。